



愛知淑徳大学

URL=<http://www.aasa.ac.jp/igws/index.html>

ジェンダー・女性学研究所

INSTITUTE FOR GENDER AND WOMEN'S STUDIES

Newsletter

第6号

発行年月日：1998年10月30日

〒480-11 愛知県愛知郡長久手町長湫片平9

Phone 0561-62-4111 EX 498

FAX 0561-63-9308

E-mail : igws@asu.aasa.ac.jp

教育の場にみられるセクシュアル・ハラスメント防止策

1998年6月5日「教育の場にみられるセクシュアル・ハラスメント」というテーマで第3回研究会が開催された。本学教員のバーバラ・ストラザード先生とフェミニスト・カウンセラーの井上摩耶子さんに日本とオーストラリアにおけるセクシュアル・ハラスメント防止策を紹介していただき、更にセクシュアル・ハラスメント防止策の制度化等についても報告していただいた。

国立大学におけるレイプ、セクハラ事件

フェミニスト・カウンセラー 井上摩耶子さん

私はフェミニスト・カウンセラーと名乗っている。これは伝統的な男性中心的なカウンセリングと全く異なると思っている。この4年程矢野元京大教授による研究所助手へのセクハラ事件と関わってきた。今、オーストラリアの事例を聞いて、日本は20～30年は遅れていると感じた。オーストラリアでもアメリカでも70年代後半から草の根のフェミニストたちが強姦救援センターやシェルターをつくってきた。今ではその多くのものが公的なものになっている。京大での問題解決の相談をする過程で、男性職員からどういうことがセクハラになるのかわからないのでそういう行動をリストアップしてくれという質問があった。女性の意に沿わない行動とは何かが自分ではわからないというのだ。

矢野元京大教授事件における勝訴

性暴力とは何かについての意識覚醒から着手しなければならない。そこで矢野事件について紹介したい。これは今では全面的に被害者およびその支援者たちが勝訴した。当時矢野教授が所長をしていた東南アジア研究センターの女性職員へのレイプ、度重なるセクハラ行為があった。マスコミなどでも取り上げられ、その女性職員が人権救済を申し立てると、矢野側は名誉毀損などで反論し、いくつもの裁判が進行した。今、全部結審し、全面的に矢野が敗訴した。裁判長が「もうそれ以上晩節を汚すようなことはされない方がいいのではないですか。」とまでいった。

「あなたは悪くない」：性暴力被害者へのことは

この裁判で私の役割は、性暴力に合った女性の声を意見書にまとめることであった。性暴力被害者の多くが声をあげられずに、泣き寝入りしている。これらの性暴力被害者へのフェミニスト・カウンセリングをすることである。

セクハラや性暴力の多くが顔見知りの上司、教授などによって行われる。デート・レイプといわれるものが多く、親しい男女の間に性暴力がある。さらにこれらの性暴力を申し立てたときに男性の警察官、検事、弁護士などに繰り返し体験を詳細に説明しなければならず苦痛を再度体験する。しかもこのとき男性専門家の多くは共感がない。

強姦神話というのがある。それは女性は内心強姦されたがっているというものである。このため被害者にたいして「あなたの落ち度だ」「なぜ逃げなかった」などと逆に批判をする。フェミニスト・カウンセリングでは性暴力被害者のクライアントに対してはまず「あなたは悪くない」ということをいう。そして加害者が批判されるべきであると説明する。こうしないと性暴力の被害者は心理的に立ち直れない。性暴力から立ち直った人をサバイバーという。

大学として取り組みの遅れ

大学で起こったセクハラ事件に大学側は個人的なことなので、そうしたことには関わりたくない。強姦加害者は巧妙で被害者が恥ずかしいので何もいわないことを見越して加害を繰り返す、またその弱みにつけこんでさらに暴力的になる。このような性に関わる個人的関係に対して例えば大学に組織をつくっても男性教授たちには性暴力の犯罪性の認識がなく、解決の必要性が実感されないのでは意味がない。また被害者も自分の将来などを考え沈黙する。そして必ず自分の落ち度について自責の念にさいなまれる。こうした悪循環のために性暴力被害は表には現れにくい。

レイプ・トラウマ・シンドローム

レイプを犯罪として有罪にしてゆくためには、それらが明らかに被害者の意にそわない性的行為であったことの実証が必要となる。矢野事件でも判決のなかで、「原告（矢野）と甲野（被告・仮名）との性的関係は甲野の意に反して行われたという認定」がなされた。

この根拠となったのがレイプ・トラウマ・シンドロームであり、これはPTSD：心的外傷後ストレス傷害の一つである。これが認められて原告敗訴が決定したのはこの事件が最初である。その意見書を私が作成した。これは被害に会い、重症あるいは命の危険を体験する、あるいは目撃などするときにみられる。そして強い恐怖と無力感、戦慄を感じる。そして神経が昂進状態になり、過覚醒状態になる。リラックスできなくなる。こうした体験をするとフラッシュバックといって事件の生々しい状況を再体験する。さらに意識狭窄あるいは解離してしまうこともある。ある種のマヒ状態であ

る。こうした心理的特性があることが継続的カウンセリングをすると実証可能である。

人権としての性的自己決定権

性的自己決定権を女性がもつことは人権の一部である。しかし従来女性がこうした権利をもつことが人権であるという認識がなかった。家父長制のもとで女性は貞操を護らねばならないという強い性規範があった。このため、女性の性的自己決定権を護るといっても弁護士自体がそれはなんのために護るのですかという質問をする。今後女性の性的自己決定権が擁護される社会をつくることが望まれる。

オーストラリアの大学におけるセクシュアル・ハラスメント対策

本学教員 Barbara Struthers バーバラ・ストラザーズさんの報告

オーストラリア女性運動史

1894年に女性の参政権獲得運動が南オーストラリアで起り、1923年にはこれが全オーストラリアに広がった。1969年に女性に対する同一労働同一賃金の制度ができ、全国に女性解放運動のグループが形成された。

1973年になりレイプを受けた女性達のセンター、暴力を受けた女性達の保護シェルター、女性の健康センター、中絶クリニック等の女性達のサポートシステムが広がった。また、シングルマザーへの福祉が確立した。女性の高等教育を推進するために配慮がなされ、大統領府には女性の最初のアドバイザーが地位を獲得した。1973年頃から女性学のプログラムが増え、行動する女性達のグループ、メディア、ポルノグラフィ反対、教育そして法令改革等に対して運動が展開された。1975年には性差別禁止法が成立し、性を根拠とした差別は法的に違法となった。雇用、家族関係、教育、そして、居住地、住居、各種のサービスにおける性差別が禁止された。

この時期に国家予算がつき、女性のラジオ、美術、映画、文学、各種の研究について政府から資金援助がされるようになった。1976年頃には「結婚関係におけるレイプ」が犯罪であるという理解も確立した。1984年に雇用機会均等法が確立しセクシュアル・ハラスメントの規程が加えられ、1994年には学校における暴力に反対する「Stick and Stones」という運動が展開された。大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止の法制化

セクシュアル・ハラスメントは性差別の1つの現象形態とみなされ、1984年頃から大学及び教育関連組織、諸団体などによりセクシュアル・ハラスメントをキャンパスあるいは関連組織の場所から積極的に排除することが要請された。このような努力をしない場合は大学に“civil charge”つまり市民的責任が問われ、また罰金が負われた。こうしてすべての大学に大学の予算によってセクシュアル・ハラスメントの対応、苦情処理、その手続きの確立、組織・機構づくりが進んだ。さらに重要なことにはそのセクシュアル・ハラスメントについての教育を行うことが義務づけられた。このように義務化されたセクシュアル・ハラスメント対策のために平等・衡平推進局が大学に設置され、必ず担

当者を置き、性差別をなくするための施策が実践された。南クイーズランド大学では、セクシュアル・ハラスメント防止の方針としてすべての学生、教職員はその労働環境においてセクシュアル・ハラスメントも含むすべての差別から解放され、そのようなものがない環境において労働できることが保障されている。またいかなる学生、雇用者もそれが男性であろうと女性であろうと意に添わないあるいは歓迎されない性的交渉あるいは行動それが言葉であろうと（身体的）物理的なことであろうとそのようなものが加えられることはない、と明記された。

また、連邦政府及び州政府によって何がセクシュアル・ハラスメントであるかという概念定義がなされた。つまりそれは「歓迎されない性的行為、あるいは要求、そして性的好み、性的行動、何か性的サービスを要求するということである。そして性的な様相を持つようなあらゆる行動」これをセクシュアル・ハラスメントとした。2番目に人間関係で、性的な要求や、性的サービス要求するというようなこと、これは人間関係では「プライベート・コンサーン」つまり「私的なこと」ではない。これは公的に責任の問われる、罰則がつくものである、ということが提示された。

セクシュアル・ハラスメント解決の手順

大学の各学部にはスタッフ・マネージャーを置き、苦情の申請の役割を担う。その人たちは訓練を受け最初に苦情を受けつける。マネージャーレベルの人を支援し、問題を学部全体が対処するようにする。苦情申請者がこのレベルで苦情処理に満足できない場合、さらに別のチャンネルとして学部長が、つまりもうひとつ上のレベルの地位の人がこれを支援し、大学の平等局に連絡するように支援する。あるいはさらに苦情を申請した人が学科長、スーパーバイザーなどを通さずに自分で直接最終的な学部代表者まで持っていくこともできる。次の段階に進むには正式、あるいはインフォーマルに状況に応じて処理をすすめることができる。これは個人の選択にまかされているという意味でハイブリッドモデルという解決の手順がある。

(要約文責：ジェンダー・女性学研究所 山田 清美)

国立婦人教育会館「女性学・ジェンダー研究フォーラム」 — 企画委員として参加して

中島 美幸

愛知淑徳短期大学非常勤講師 愛知淑徳大学開放講座講師

埼玉県嵐山にある国立婦人教育会館が1980年より開催してきた「女性学講座」をより参加型にと、二年前より「女性学・ジェンダー研究フォーラム」に変わり、今年は8月7～9日に2000名を超える人が全国から参加した。その企画委員として、またシンポジウムの司会者としてこの三日間に体験したことを、簡単ではあるが報告したい。

初日のシンポジウム「暴力をジェンダーの視点で考える」には、当初の予想を上回る1000名余の参加があり、会場に入りきれない人は別室でのテレビ視聴となった。最初に司会者である私がシンポの主旨を次のように説明した。「今、ひたひたと暴力的状況が進行している。とりわけ、性犯罪の被害者になる可能性はすべての女性にあり、女性の日常は不安と脅威にさらされている。実際に暴力を振るわれないまでも、威嚇や無視によって女性が言葉を失う場面は多く、夫との関係が気まづくなるのを恐れて言葉を呑み込んで暮らしている妻も多い。この、女性が言葉を奪われる状態こそがまさに暴力を被っていることなのであるが、それが常態化して女性自身も暴力に気づきにくい現状がある。しかし、ようやく被害を受けている女性たちが声をあげられるようになり、女性への暴力が可視化され始めている今こそ、改めて暴力の問題を考え、さらに、男性がなぜ暴力的主体へと作られていくのかを考えたい。」

シンポジストは、ジャーナリストで朝日新聞社の竹信三恵子さん、立命館大学の中村正さん、弁護士の長谷川京子さんの三人。竹信さんからは、男から女への暴力が「悪連鎖」して子どもへの虐待として現れており、その根底には組織社会の歪みがあり、ことに暴力的なメディアという企業組織が、暴力的表現を送り出していることを指摘された。中村さんからは、犯罪や依存症は多分に「男らしさの病理」と言えるが、アメリカでは家庭内暴力を振るう男性の心理教育的プログラムが開発されており、日本でもメンズセンターが「男らしさ」の変革に取り組んでいると紹介された。長谷川さんからは、女性への暴力の実態と、被害女性や子どもへの援助、暴力を振るう夫の再教育と、暴力を取り巻く社会一般の意識、さらに暴力にかかわる専門家への教育の必要性が話された。

企画段階でシンポのテーマに「暴力」を提案したのは、実は私であった。当初は全体テーマ「女性のエンパワーメント」にふさわしくないのではとの意見もあったが、実際にはシンポジストの発言の後の会場との討議も活発で、見る限りそれは杞憂であったと思われる。

活発に会場とシンポジストとの間で討議がなされたが、あえて言えば、会場からの質問がただ一人の男性である中村さんに集中しがちな点が私には不満であった。男性の自己変革に期待する女性たちの熱い思いのあらわれであろうが、司会者としては、暴力を構造的に捉えた議論をフロアーと深めたかったからである。

二日目からは、全国からの参加者によって120件を超えるワークショップが開かれた。今年は、教育問題や暴力をテーマにしたワークショップの増加が顕著であった。私もいくつかのワークショップに参加したが、地域で研究・活動する女性たちの力に圧倒される思いであった。ことに教育をテーマにしたワークショップでは、個々の教師の実践だけでなく、行政と連携しての教育現場の変革など、すぐれた実践例に学ぶところが多かった。これらのワークショップでは、報告者から学ぶのみならず、問題意識を共有する人たちがネットワークを作ったりと、その場が実に有効に生かされていた。

しかし、女性学・ジェンダー研究の視点から大きくかけ離れたワークショップもあり、玉石混交の観は否めない。そうしたワークショップを単に切り捨てて終わりにするのではなく、ジェンダー視点の欠如に気づき日頃の学習・活動をジェンダーから問い直すよう、どのような働きかけをしたらいいのか、これはまさに企画委員会の今後の課題の一つである。

「多様なフェミニズム」であっていい。しかし、性差別への怒りを置き去りにしては、フェミニズムとは言い難い。ゆるやかにつながり、時に固く結束し、現状を変革する力こそが必要である。

グローバル化の女性への影響 ～第三回東アジア女性フォーラムモンゴル会議報告～

國信潤子：本研究所所長日本委員会コンタクト・ポイント

第三回東アジア女性フォーラムがこの夏（98年）8月23日から26日までモンゴルの首都ウランバートルで開催された。この会議は1994年に次年95年の国連による世界女性会議の準備段階で東アジア女性のNGOネットワークをつくる必要があるという認識から発足した。以後2年に1回開催されている。第一回は日本で、第二回は韓国で開催された。近年、女性と男性の社会的関係：ジェンダー関係は東アジア諸国・地域のみならず世界的に変化している。それは経済のグローバル化の影響もあって女性の就労の増加、技術革新による労働環境の変化があるため、それらは家族関係にも影響をおよぼしているからである。

東アジア地区では既婚女性の就労は家族関係を容認させている。また外国人労働者も着実に増加している。近年の地球規模での厳しい経済競争のなかで東アジア諸国の経済低迷、さらにそのテコ入れのために国際機関から経済支援を受けられている国もあり、そのなかで中高年女性労働者は周縁化されている。今後もこの傾向はさらに進むとみられ、国際関係の理解なしにはジェンダー関係の変容も理解しがたい状況ができていく。

今回、東アジア女性フォーラムは第三回目であり、モンゴルでは初めての国を挙げての大規模な女性・男性の社会関係：ジェンダーについて情報交流する国際会議である。日本から参加者は民間組織のリーダー、活動家、教員、ジャーナリスト、地方自治体議員、弁護士、会社員など63名の女性が参加した。いずれも長年、女性差別撤廃のために努力し、あるいは研究成果を積んできた人々である。他の参加国・地域は韓国20名、台湾12名、中国6名、香港1名、そしてモンゴル全国から200名という総勢300名を超える参加者があった。この会議の主催組織はLEOS（レオス：リベラル女性能力集団）であり、モンゴル全土に支部をもち6000人の会員を擁する最大の女性組織である。その代表のエンフトヤさんは国会議員でもある。1996年第二回のソウルでの会議で「経験も、資金もないが意欲だけは十分ある。モンゴルの女性に支援を！」とあって開催国として立候補し、満場一致で開催が決定したのだ。この会議の準備段階で中国が終始、台湾という名前をだすことに抵抗したために、看板、ネームプレートなどには国名、国旗などはださないことになっていた。

フォーラムは23日午後6時、バヤンゴル・ホテルでの歓迎夕食会から始まった。主催組織のLEOS代表で国会議員でもあるエンフトヤさんがモンゴルで初めての国際的女性会議開催の意義を述べ、保健・福祉省大臣バトバヤル氏も歓迎の意を表明した。そのホテルの向かい側にある子ども宮殿で会議は開催された。その開会式ではモンゴル国会議長のゴンチグドルジ氏が挨拶した。モンゴルのLEOS副会長のネルギさんによるカントリーレポートでは、市場経済体制への移行に大きな期待がよせられている。従来の統制経済では不可能であった個人の経済活動の活性化によって、自

由な経済活動、文化の多様化などが期待され幸せな夢が描かれている。その反面、市場経済体制への移行後IMF、世界銀行、アジア開発銀行などの開発支援が急激に流入している状況が語られた。しかしモンゴル政府は若い政治家によって担われており、今モンゴル国民に何が必要かについて十分な理解がないという指摘もしている。現在、政府自体も不安定で、国民のニーズにあった対応策、インフラの確保などが追いついていない。

さらに労働機会がないままに適切な対策が打たれていないために、失業の深刻化、生活基盤の崩壊など基本的な人権が護られていない。経済の崩壊は社会全般、特に家族の崩壊に深刻な影響を与え子どもの虐待などの問題も深刻化している。これらの問題指摘とともに積極的なモンゴル社会の土台の強さとして、全国に分散している遊牧民の生活が自給的であり、そこで遊牧生活を支える女性の教育レベルが高いことが家族の保全に大きな力となっていることが述べられている。

中国からの報告は北京の婦女連国際部副部長のソウさんが報告した。開放経済のなかで失業者の52.7%が女性であること、国営企業休業のため解雇された女性は機械工業以内にはその70%を就業させることを目標としていると述べた。政治的参画についても未だに長い歴史のなかではくまれた封建的思考があり、特に地方にはまだ根強い女性差別意識が男性にあることを指摘した。日本からの国全体のレポートは私が報告した。

その中でここ3年程ジェンダー関連の法制改革が盛んであること、なかでも現在進行中の男女共同参画基本法について実効性についてモニター可能性が必要なこと、改正雇用機会均等法（99年4月実施）がまだ十分な制裁に欠けていること、家族関係では少子化時代、単身者の増加、高齢化社会の増加が新たな女性差別を内包していることを指摘した。また、この2年程の間で女性への性暴力防止が政治課題となるなどの進展のあったことなども報告した。また東アジアでは必ず問題になる日本の戦時下の軍隊性奴隷「従軍慰安婦」問題についても、今後もひき続き国際人権擁護組織へ訴える運動の展開を約束した。

3日間にわたる会議の柱はグローバル化と女性、女性への暴力防止、女性の政治的エンパワーメントのつでさらに細分化され、9つの分科会が同時進行した。東アジアの7つの国・地域のカントリーレポート、および40本を超える報告と熱い討議がおこなわれた。最終日には決議文、行動計画を採択した。また次回は台湾が主催することとなった。モンゴル女性の明るい積極性には感動した。その他研修の見学、ゲルというテントでの宿泊、モンゴルの広々とした草原での乗馬など印象深い体験ができた。今後日本委員会として会議報告書の日本語訳を刊行予定で、現在準備中である。この報告書に関心ある方は國信までお問い合わせいただきたい。（本学教授、本研究所所長）

ジェンダー・女性学研究所前史

本学副学長 都築久義

ジェンダー・女性学研究所が設立されたのは平成6年4月であるが、本格的に活動を始めたのは翌7年4月、本学が男女共学体制に移行した時である。

「この種の研究所を持っている女子大学はいくつかあるが、共学校は初めてだと思います。共学校に設置したことに大きな意義があります」と、初代所長の國信潤子先生が言われたことを、今でもはっきり覚えている。

愛知淑徳学園は女子教育の長い歴史と実績を有しているが、創設者の小林清作先生が、「温良貞淑が女子の唯一の美德とは思わぬ。自覚した女子は一個の人間であらねばならぬ」との信念で、良妻賢母よりも自立した女性の育成に努められた。当時の女学校といえ、家事・裁縫が中心であったが、愛知淑徳高等女学校は、英語を必修にしたり、スポーツを奨励していたことでも、どのような女性の育成を目指していたかが推測できよう。

こうした歴史と伝統のもとに愛知淑徳大学は昭和50年に創立されたが、10年後の昭和61年に、女性学関係の教養科目の新開設についての気運が学内で持ち上がり、さっそく検討委員会が置かれた。

当時は教養科目についても設置基準の規制があったり、女性学に関する関心や位置付けが今日ほど高くなかっただけに、本学の試みは先駆的であったと思う。委員会での検討をふまえて62年から開設されたのが、「女性と社会」である。

「女性と社会」は学内8名の教員が担当するオムニバス講義として始められ、講師は交代したが、一般教育・社会系の科目として平成3年まで開設された。

平成4年からは設置基準の大綱化によって教養科目の規制が緩和されたため、本学は独自の教養教育体制を作り、「女性と社会」と題する科目群を設け、「女性学概論」をはじめ、数科目を開設し、学外からも大勢の講師を招いていっそうの充実をはかった。同時に「現代社会と女性」は開放講座として、一般市民にも開放した。

ジェンダー・女性学研究所は、こうした本学の伝統と土壌の上に築かれ、設立されて4年になり、研究所の今後の活動や運営について検討する良い機会でもあると思う。教養科目の「女性と社会」の開設から始まった原点を思い起こすのも無駄ではあるまい。

IGWSホームページ開設のご案内

URL=<http://www.aasa.ac.jp/igws/index.html>

ジェンダー・女性学研究所(IGWS)では、上記URLアドレスにて、下記のような内容のホームページを作成し、公開しております。インターネットに接続できてWWWブラウザが利用できる環境であれば、どなたでもご覧いただけます。IGWSの活動内容をタイムリーに御覧いただけるだけでなく、このページから女性学研究に関する多くのホームページへのリンクがご利用できます。一人でも多くのアクセスをお待ちしております。またご意見ご感想などもお待ちしております。

IGWSホームページ内容

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 研究所案内 | 7. 97年事業報告 |
| 2. 活動内容 | 8. 98年事業予定 |
| 3. 大学の開放講座 | 9. 論争ひろば(工事中) |
| 4. 刊行物 | 10. お知らせ |
| 5. 研究・教育事業 | 11. ジェンダー・ |
| 6. 定期刊行物 | 女性学研究関連リンク |
| (ニュースレター) | |



1998年度後期

愛知淑徳大学、ジェンダー女性学関連の開放講座

現代社会とジェンダー2

「女性と仕事」 (12回)

毎週木曜日 15:00~16:30

仕事とは面白いものなのか？人は皆働かなくてはならないのか？女にもやり甲斐のある仕事は与えられているのか？仕事にまつわる本音の解答を求めて、いろいろな人の話を聞きます。ジェンダーという言葉の意味を知らなくても、働いているうちにすべての女性はジェンダーの存在に気づきます。その壁をどのようにして乗り越え、自分や他人の幸福を築いてきたのか。就職に不安を持つ女子学生に、現場の声を届けるために開講します。

科目コード：0025 コーディネーター 教授 小倉千加子

回	月/日	テーマ	講師
1	10/1	ジェンダーアイデンティティと職業アイデンティティの対立と統合	教授 小倉千加子
2	10/8	笑いという名の商売	落語家 桂 あやめ
3	10/15	「男医」にはわからないこと	精神科医 松井 律子
4	10/22	女の子に居場所はあるの？	評論家・編集者 藤本由香里
5	10/29	大学生でも社長になれる	人材派遣会社経営 佐々木敬子
6	11/5	連続100日休みなし	ボランティニア養成専門学校講師 金 香百合
7	11/12	フリーランスという身分	通訳 三明 幸江
8	11/19	第二の天職見つけました	朝日新聞記者 近田 澄江
9	11/26	ホスピタリティは女の天性か？	シャンピアホテル名古屋マネージャー 木下 弓子
10	12/3	淑徳魂と正義の仕事	弁護士(淑徳HOG) 池田 桂子
11	12/10	カメラを持って変わった日	写真家 長谷川友子
12	12/17	職業としての学問・教師という仕事	教授 小倉千加子

日程・テーマ及び講師は一部変更になる場合があります。

定員 50人
 教室 エクステンションセンター・ホールB
 教評 全講義回数の2/3以上出席した方には「終了証」を発行します。さらに、この条件を満たした上でレポートを提出して合格した方には、「単位修得証明書」(2単位)を発行します。
 テキスト 特に使用しません。

現代社会とジェンダー4

「ジェンダーと開発を今なぜ考えるのか」(12回)

毎週火曜日 15:00~16:30

開発というと遠い外国の話のように考える人がいる。しかし実はそれは、私たちの社会における新しい市民の生活や活動のあり方にも大いに関係がある。日本は、先進産業国ながらも性差別が顕著な社会である。女らしさ・男らしさを強調し、女性の性の商品化が「ちまた」にあふれている。このような状況を自国に抱えつつ、私たちが諸外国を支援するとき、何をすべきなのだろうか。下から持続可能な開発について、ジェンダーの視点をいれて考えてゆく。そして行動として、ジェンダー・センシティブな開発の国内の事例についても紹介してゆく。

科目コード：0026 コーディネーター 教授 國信潤子

回	月/日	テーマ	講師
1	9/29	オリエンテーション 女性・開発・性差別	教授 ジェンダー・女性学研究所長 國信 潤子
2	10/6	ジェンダー概念と開発	日本福祉大学助教授 大濱 裕
3	10/13	開発実践論1	
4	10/20	開発実践論2	
5	10/27	開発実践論3	
6	11/10	開発と保健 アジアの保健	アジア保健研修所理事長 愛知県保健局長 川原 啓美
7	11/17	アジアの保健と開発実践1	アジア保健研修所員 林 かぐみ
8	11/24	アジアの保健と開発実践2	
9	12/1	開発とジェンダー事例研究1	日本福祉大学助教授 生江 明
10	12/8	開発とジェンダー事例研究2	
11	12/15	開発とジェンダー事例研究3	
12	12/22	開発・ジェンダー領域で、今私たちに何ができるか	教授 ジェンダー・女性学研究所長 國信 潤子

日程・テーマ及び講師は一部変更になる場合があります。

定員 50人
 教室 722教室
 教評 全講義回数の2/3以上出席した方には「終了証」を発行します。さらに、この条件を満たした上でレポートを提出して合格した方には、「単位修得証明書」(2単位)を発行します。
 テキスト 特に使用しません。

女性と社会

(12回)

毎週火曜日 9:10~10:40

現代社会において女性と男性の社会的関係は変容しつつある。従来のように「男は仕事、女は家庭」という構図ではなく、男女が共に社会参加をして、経済活動と家事/育児/介護を担わなければ、社会における平等は確保できない。この講座は近年の女性/男性の社会的関係の変容を統計データから明らかにし、さらに社会問題として表面化している雇用の場での女性差別、女性へのセクシュアルハラスメント、暴力、女性の性の商品化などの現代的課題について考える。その際国際的にジェンダー(社会/文化的性)はどのように変化してきているかについても検討する。また国際法の人権規約の女性差別撤廃条約の基本理念を理解しながら検討する。

科目コード：前期 0009-01 後期 0009-02

回	後期月/日	前期月/日	テーマ
1	9/29		自明性からの自由:日常生活にみる女性、男性の役割、行動様式
2	10/6		
3	10/13		多様な差別のあり方:人種、民族、障害者等
4	10/20		
5	10/27		女性差別撤廃条約:その基本理念(前文)
6	11/10		女性差別撤廃条約:性差別の概念定義(第一部、第一条)
7	11/17		女性差別撤廃条約:教育、労働、産む性
8	11/24		
9	12/1		性別役割分業論(1):その構造と実態
10	12/8		性別役割分業論(2):「らしさ」の形成
11	12/15		ビデオ視聴と小グループ討議:教育の場、職場の男女役割について
12	12/22		21世紀の女性と男性の新しいあり方を展望する:国連女性の10年と北京行動綱領

日程及びテーマは一部変更になる場合があります。

定員 50人
 教室 722教室
 教評 全講義回数の2/3以上出席した方には「終了証」を発行します。さらに、この条件を満たした上でレポートを提出して合格した方には、「単位修得証明書」(2単位)を発行します。
 テキスト 女性学教育学習ハンドブック(有斐閣 1998年刊)

開放講座申し込みは本学EC事務局まで。

TEL 0561-62-4111

内線 347

研究会 開催のお知らせ

「結婚で何」、「結婚しても意味がない」など若い人々は次第に結婚を後にのぼす傾向が見られます。高齢化、少子化の進むなか「結婚したくない症候群」も浸透しています。社会的にみて結婚とはどのような推移をへてきたのか、また現代青年はどのような意識を結婚についてもっているのかについて結婚相談所という現場で長年にわたって相談業務をしてこられた板本洋子さんにご報告をお願いしました。

日時:1998年11月13日(金) 18:00~21:00

場所:愛知淑徳大学 研究棟2階 K-1会議室

報告者:日本青年館相談所 所長 板本 洋子さん

テーマ:「現代青年の結婚意識」

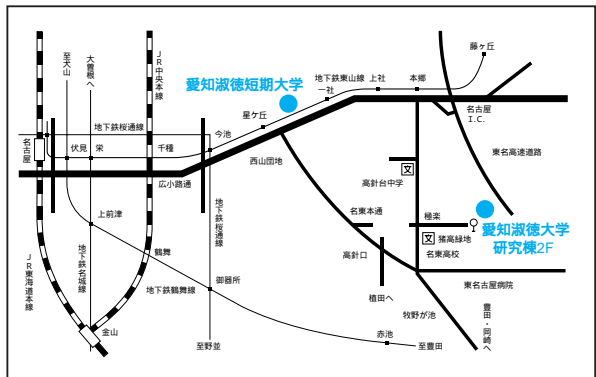
対象者:大学等教員・大学院生・学生・一般市民

参加費:無料

編集後記

今号では大学におけるセクシュアルハラスメントについての研究報告を中心に、IGWS関係者による国内外の女性学近況等を掲載しました。4年目を無事迎えた新たなジェンダー・女性学の研究・教育の道を探究しています。本研究所の活動は大学内外の多くの方からの暖かい支援のおかげで継続できています。より多くの方にニュースレター第6号をお読みいただければ幸いです。ご支援に深く感謝し、今後も変わらぬご指導ご鞭撻をお願い致します。

研究所への交通マップ



この冊子は再生紙を利用しています。